

社内報

第310号

2026.08.31発行

本 社	TEL 072-967-6671 FAX 072-967-7532
東大阪物流センター	TEL 072-967-7361 FAX 072-967-7152
泉大津物流センター	TEL 0725-23-7791 FAX 0725-23-7792
桶 川 営 業 所	TEL 048-786-5831 FAX 048-786-5832
ロ ジ ス 東 京	TEL 048-598-5190 FAX 048-593-2120
埼玉物流センター	TEL 048-984-6131 FAX 048-984-6132
行田物流センター	TEL 048-577-4131 FAX 048-577-4132
伊賀物流センター	TEL 0595-45-9511 FAX 0595-45-9512
福岡物流センター	TEL 092-957-4011 FAX 092-957-4012

残暑が続いていますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

8月も大きな事故なく乗り切っていただき、ありがとうございました。

8月末から9月にかけては台風シーズンです。強風による高速道路の通行止めや、大雨による冠水など、いつもの道が「いつもの道」でなくなります。無理をせず、迷ったら止まる、そして必ず一報を入れる。これを徹底してください。

暑さもまだ続きます。

こまめな水分補給と休憩を、遠慮なく取ってください。安全と体調管理が、いちばんの仕事です。

本社からのお知らせ①

毎年4月から6月に支払われた給与をもとに、社会保険料の算定基礎となる「標準報酬月額」が見直されます。今年の見直し結果は9月分の保険料から適用され、該当する方は控除される金額が変わります。

給与の額面が変わっていても、控除額の変更によって手取り額が前月と異なる場合があります。ご不明な点は本社総務までお問い合わせください。

本社からのお知らせ②

医療費の自己負担が高額になったとき、一定額を超えた分が払い戻される「高額療養費制度」の自己負担上限額が、2026年8月から段階的に引き上げられます。

69歳以下の方は所得区分ごとに1か月あたりの上限額が上がり（年収370万～770万円の区分で約5,700円増）、あわせて年間の上限額も新設されます。ご自身やご家族が治療中の方は、協会けんぽご確認ください。

エコドライブ実践のお願い

車格	台数	平均燃費実績
1t	7	5.9km/l
2t	6	7.1km/l
3t	4	6.5km/l
4t	13	6.1km/l
8t	2	5.4km/l
15t	2	1.2km/l

エコドライブ実践ポイント

- ・ 急発進・急ブレーキの回避
- ・ アイドリングストップの徹底
- ・ 適切なギアチェンジ
- ・ エアコンの効率的な使用
- ・ タイヤの空気圧管理
- ・ 不要な荷物の整理
- ・ 定期的な車両点検
- ・ こまめな休憩と水分補給

拠点別無事故日数累計 （2026.8.20付）

福岡	泉大津	行田	東大阪
2,018日	481日	49日	156日
埼玉	伊賀		
221日	397日		

知って防ごう！道路交通法の最新ルール ～ あおり運転・踏切・駐停車・飲酒運転・日常点検 ～

【あおり運転・妨害運転】

Q1. 後続車への急ブレーキや幅寄せ、車間距離を極端に詰める行為は何という罪？
妨害運転罪（あおり運転）です。2020年に新設され、急ブレーキ、車間距離不保持、幅寄せ、不必要なクラクション、執拗なパッシングなど10の行為が対象です。罰則は3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金で、免許は取消しとなります。著しい交通の危険を生じさせた場合は5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金です。相手に非があると感じても、車で意思表示をしないでください。

【踏切・鉄道との交差】

Q2. 踏切の手前では必ず一時停止。停止しなくてよい場合はある？
あります。信号機がある踏切で、その信号が青（進行可）を示しているときだけは、一時停止せずに通過できます。それ以外は必ず直前で停止し、自分の目と耳で安全を確認してから進んでください。万一、踏切内で動けなくなったときは、ためらわず非常ボタンを押すか発炎筒で列車に知らせてください。車より人命が優先です。

【高速道路でのトラブル対応】

Q3. 高速道路で故障し、路肩に停車した。まず何をする？
順番が決まっています。①ハザードを点灯、②停止表示器材（三角表示板）を後方に設置、③同乗者を含めガードレールの外へ避難、④それから連絡です。夜間は停止表示灯も併用してください。停止表示器材の設置は法令上の義務で、怠ると故障車両表示義務違反となります。車内や車のそばで待つのが最も危険です。

【駐停車のルール】

Q4. 「ここなら少しの間だけ」。停めてはいけない場所は？
交差点とその端から5メートル以内、横断歩道・自転車横断帯とその前後5メートル以内、踏切とその前後10メートル以内、バス停の標示柱から10メートル以内などは駐停車禁止です（道路交通法第44条・第45条）。荷主先の前でも例外はありません。停める場所に迷ったら、少し離れても安全な場所を選んでください。

【飲酒運転】

Q5. 前夜に飲んだお酒。朝には抜けている？
抜けているとは限りません。アルコールが体から抜ける速さには個人差が大きく、深夜まで飲めば翌朝の点呼で検知されることがあります。そして当社のような運送事業者では、道路交通法の酒気帯びの基準を下回っていても、点呼時のアルコール検知器で少しでも検出されれば乗務できません。数値の問題ではなく、「出るか出ないか」です。飲酒運転は本人だけでなく、車両を提供した人や同乗者も罰せられます。前日の飲酒は早めに切り上げ、少しでも不安があれば必ず出庫前に申し出てください。

【日常点検】

Q6. 出発前の日常点検は「やったほうがよいこと」？それとも義務？
義務です。道路運送車両法により、事業用自動車は運行の開始前に日常点検を行うことが定められています。タイヤの空気圧・亀裂・溝の深さ、ホイールナットの緩み、ブレーキの効き、灯火類は毎日の確認対象です。夏場は路面温度が高くタイヤトラブルが増えます。少しでも違和感があれば、出発前に必ず報告してください。

◆ 今月のポイントまとめ

- ① あおり運転（妨害運転罪） → 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金、免許取消し
- ② 踏切 → 直前で一時停止が原則。青信号の踏切のみ停止不要
- ③ 踏切内で動けなくなったら → 非常ボタン・発炎筒。人命最優先
- ④ 高速道路で停車 → ハザード → 三角表示板 → ガードレールの外へ避難 → 連絡
- ⑤ 駐停車禁止 → 交差点・横断歩道の前5m、踏切の前10m、バス停10m以内
- ⑥ 前夜の酒は翌朝も残る → 点呼の検知器で少しでも出れば乗務不可。不安なら申告
- ⑦ 日常点検は法令上の義務 → タイヤ・ナット・ブレーキ・灯火は毎日確認
- ⑧ 迷ったら報告 → 隠さない・無理をしないが最優先